

平成24年度第5回岡山県地方独立行政法人評価委員会の議事録

- 1 日 時 平成24年7月25日(水) 10:00~12:00  
 2 場 所 三光荘3階パブリゾン  
 3 出席委員 末長委員長、清水委員、小田委員、内富専門委員、田淵専門委員  
 4 議 事

- (1) 平成23年度に係る業務の実績に関する評価結果について  
 質疑の冒頭に岡山県精神科医療センターから前回の質疑における委員からの指摘に基づく訂正箇所について説明が行われた。  
 続いて、事務局から評価結果(素案)について説明が行われ、その後、委員からの質疑が行われた。以下はその概要である。

委員発言要旨	事務局発言要旨
<p>評価結果で「精神科医師不在地域への医師派遣」というのは、何を指しておられるのかというのとは。</p> <p>特に、東地域は本当に、ちょっと弱い、あと県北のほう、そういうのも大いに評価できる。評価したほうが、センターに勤めておられる職員に対して元気が出るのかな。何かエンカレッジしていただける。若い人とか、本当に、週2回だけでも大変なことではないかと思うので、もっと評価していただけたら。</p> <p>これはしかし評価が3のままで。</p> <p>組織のレベルを上げていくことが理由だから、これはこのままでというようなことで、法人のほうも自己評価も、委員会評価も同じ評価で3のほうでいいだろうということ。</p> <p>このA3縦長のほうの18ページ。この財務内容の改善に関する事項なんですけれども、これは法人評価が4で、前年ですね、前期。委員会評価が3になっているんですけれども、これは3にした理由というのが、医業収支比率、分子が医業収益で、分母が医業費用。これが100%を超えたら4にしようではないかという結論だったように覚えているんですけれども、ただ、なかなかそんな余裕がないよというようなことでは、反論としてあったと思うんですね。</p> <p>今回は4になっているんですけれども、これについて委員会でもう4でいいのではないかというのであれば、従いますけれども、前回の3にした趣旨からすると、まだ完成はされていないのだなというように思うんですけれども。</p> <p>委員会の評価については、法人の自己評価が3、委員会評価はここはすべて法人の自己評価のとおりに書いているということですから、委員会の評価としては一応いいことだということかなと書いておるだけなんです。</p> <p>これはやはりおかしいではないかということでは委員会として審議していただいてまとめればいい話です。したがって、医業収支比率が100%を超えたということで、96.4%が97.0%になった、ちょびっと上がっておるというだけで、これで上がるだけというのは問題ではないかな</p>	<p>○岡山県精神科医療センター              岡山県では東の地域で特に精神科医が不足しており、備前市立吉永病院へ週に1回派遣しています。また、地域というわけではありませんが、専任の医師がいない岡山市民病院や済生会へも非常勤職員として派遣しています。</p> <p>○岡山県精神科医療センター              3で構いません。今後の具体的な目標もありますので、これから力を入れていきます。</p>

ということですが、自己評価を4にした理由は  
いかがでしょうか。

だから、本拠地の、医業収支比率のところ  
が本業のところここでやったというのが  
当たり前というか。しかし、公的医療機関  
のやるべきことをやっているところが、  
本業ではないと。

病院が総括した経常収支比率、つまり100%  
でやっておれば、事業体としては健全な状態  
ではあると。

その比率を前期と比較しますと、3から4に  
上げる積極的な改善というのは見られない  
と思うんですね。そういう意味では、その  
医業収支比率を100%ではなくてもいい  
のではないかと、この4にはできないと  
思うんですけども、そこを我々どう  
考えるかだと思うんですね。

これは数字だけ見ると、前年と比べて  
そう変わり映えはしない。悪くはな  
っていないんだけど。

数字以外のことで何かあるなら、  
数字だけではほかの要因がない  
んだったら、数字以外のこと

○岡山県精神科医療センター

先生のおっしゃるとおりです。

法人として、医業収支比率が黒字であるべき  
ですが、現在の日本の医療制度としては公定  
価格であるために、特に公的な病院として  
不採算なことをやっというところだと、100%  
は必ず切ることになります。

しかし、去年はその落ち込みがあまりにも  
目立ちました。その結果、評価3であったこと  
に対してはその通りだと思います。

しかしながらこの100%を一つのラインに  
して、上がれば4、下がれば3というのは  
ちょっと無理があるのではないですか。

特に、公的使命を果たそうとすればするほど、  
この医業収支比率は悪化してきます。その  
ためにこの運営費負担金というものがあ  
って、この経常収支比率を常に黒字に保ち、  
その範囲内でやらなければ、公的使命を  
単なる垂れ流しになってしまいます。

ですから、この経常収支比率を黒字に、  
100%を超えながら、医業収支比率を100%  
に近い数字を出していくということが、  
経営的には一番健全な状態ではないかと思  
っております。

特に100%を超えていた時期というのは、  
医療観察法病棟が非常に不足しており、  
当院がいち早く設置したため、収入が一  
時的に非常に増えてしまったということが  
大きく影響しています。

○岡山県精神科医療センター

実際はこの経常収支比率に関しても現在、  
運営費負担金を1割カットされた中での  
数字です。また、共済追加費用負担金  
が今年9,000万円なので運営費負担金  
と併せると2億円は必然的に下がります。  
実際は2億円プラスして計算した数字  
が正しいということになります。

○岡山県精神科医療センター

例えば病床利用率でも確かに民間の精神  
科病院では98%前後を推移している病  
院もあります。当院は、大体90%ぐ  
らいです。この10%は救急対応のため  
の空床を確保しておく必要が政策医療  
としてあります。医業収支比率を100%  
にすれば良いというわけではありません。

○岡山県精神科医療センター

現在の診療報酬体系では、病床利用率  
が収益に非常に影響しています。岡山  
県の精神科病院協会の17病院の平均  
病床利用率が88.8%ですから、当院  
は十分な数字を維持していると思  
います。

で何かこれといった根拠がないと。

前回4から3に我々の意見をした理由というのが多分、平成21年度が100%を超えていたんで、それから、あまり自然にこうなったからというのがあったと思うんですね。

そういう意味では医業収支比率の本来の意味合いをよくよく考えたならば、確かにその公的な医療関係に取り組みられているわけですから、100%を超えていないのがむしろ当たり前の姿なのかなというふうな気はします。

売上げが上がらないところに人を派遣したと。残った中で経営指標を落とさずにやっているということは非常に良くやっている。

そうすると、数字のレベルで見ると、平成23年度のレベルはやはり4であるなという。去年は委員会のほうは3としています。

○岡山県精神科医療センター

全国の自治体病院の精神科で、医業収支比率が100%を超えている病院はありません。ということは、今の診療報酬体系の中でやる限りは、決して100%は超えられないということです。それを目標にされるのは、少々無理があると思います。

○岡山県精神科医療センター

平成19年度当初、総利益が9億1,200万円、それからトータルで17億6,400万円までいったということは、それだけ公的医療を提供しながら、財務改善も片方ではやってきた結果がこういうことだということです。

○岡山県精神科医療センター

一点、確かなんですが、医業収支比率が100%を常に超えている状態を、公立病院でありながら達成しているということは、逆に言うと、隙間で落ち込ませている患者さんたちを救うための、つまりお金があまり入らない医療を、積極的に取り組んでいないということにもなるのです。ここところが非常に悩ましいところだとして、あまり取り組み過ぎると、財政状況は悪化する、そうかといって公的病院のこの使命を忘れたら、もう自治体病院である必要はなくなります。

○岡山県精神科医療センター

私も委員会に対しては、一方で経営改善について、もう一方で公的使命の任務について、相矛盾したことを言っておりますから。

○岡山県精神科医療センター

何か、表面に出ていないものがあるのではないかとということなんですが、実際は去年の3月11日以降、まる1年間、南三陸町に医師等をチームを組んで派遣しました。その間、院内の業務は手薄になりました。そのために実際、病床稼働率が落ちたということもあります。その人でないといけないという患者さんをどう扱うか等、いろいろな問題が院内ではありながらの被災地支援を続けてきました。前年と同じような状態ということでは評価できないのではないかとというのが、隠れた実態としてはあります。

○岡山県精神科医療センター

今後は公的機関としての使命として、臨床研究部門を立ち上げて、大きくしていけないと思っています。これはなかなか収益を生まない部分ですので、一時的に下がることが予想されます。

○岡山県精神科医療センター

第2期中期計画ですが、医業収支比率は100%にしておりません。5カ年計画は95%で設定しており、経常収支比率は100%以上というように設定しています。初めから医業収支比率100%と設定すれば公的病院としての使命を置き去りにしてしまうこととなります。平成24年度からの計画は、95%に設定しています。

少しずつ比率が良くなっていると言われてい  
るんですけども、その率が上がるのが全部い  
いわけではなくて、例えば経費比率なんかが上  
がるということは悪いことなんです。

【第一期中期目標に係る業務の実績に関する評  
価結果の事務局素案】

この資料はホームページに公表するんです  
か。

「理事長のリーダーシップを生かした取組」  
って、こう出ているんですけど、もちろんそう  
だとは思いますが、公に出ていくには何か  
ストレートな感じで。リーダーシップを生かした  
取組と、それに応えた職員とか何かそういう  
感じに。

期待に応えた職員が、とか。

いや、リーダーシップはいいんです。職員の  
ほうを書いてもらったほうがいいんじゃないか  
なと思って。

ずっとこれ、続いている文言だから、あまり  
変えられないんですね。

○岡山県精神科医療センター

病院が気にしていないから、いいのではない  
でしょうか。昨年3という評価をいただいても  
っと頑張ろうと思いましたが、それでは効果  
はあったということだと思います。

○事務局

悪いこともあります。材料費比率が上がる  
ということは、全体的に仕入れ値が高くなる  
ということなんで、いい数字ではないと。

○事務局

はい。こちらの資料はホームページ等で公  
表します。この評価委員会でやっていただく  
ことについては、字句等の修正は若干あるか  
もわかりませんが、このまま議会のほうへ報  
告します。

○岡山県精神科医療センター

「職員一丸となって」と出ているから、いい  
のではないのでしょうか。

○事務局

この文言はこれまでも単年度評価で議会に  
も報告し、インターネット上に公表しという  
ことで、続けてきています。

○岡山県精神科医療センター

はい。

○岡山県精神科医療センター

平成21年度から運営費負担金が1割カット  
になったことは、どこか記載していただきた  
いです。共済追加費用負担金についても実  
際は当院が全て負担していますので。

○事務局

それは岡山県にではなく、共済組合に支払  
っています。

○事務局

共済組合の追加費用は国全体の制度となっ  
ているので、そのところは実際大変だと思  
うんですが、それに対しては。

○岡山県精神科医療センター

変えられないことは承知してはいますが。

○事務局

もう一つ、県の独自カット、こちらにつ  
いては、本当にお願いしているところがご  
ざいますので。

○岡山県精神科医療センター

平成21年度に経営指標がどんと落ちてい  
る一つの理由は、運営費負担金の1割カッ  
トが大きく影響しています。このことにつ  
いてどこかに必ず記載していただきた  
いです。

小さいほうの紙のところの4ページの下の段のところに具体的に平成21年度の状況が、県の独自のカットはあるが、両方のカットは書いていない。

大きいほうの16ページにはこういう格好で書いてあって、それから小さいほうには、県のほうの運営費負担金のことを書いてあります。

【地方独立行政法人役員報酬基準の変更等】  
この改正前の100分の10というのは、これは誤っていたというようなイメージですかね。設定の仕方は。

これは役員というか、理事長だけですか、変更は。副理事長や常務理事は現行。

これは、業績評価をいろいろ、時代に反映させるときには、基本給にというよりは、賞与にというのが、大体、世の中で一般的だと。  
片一方、それぞれの仕事についてのマーケットプライスとの乖離ができて、賃金は上がらなくなるというのもある。ここら辺から統括的に特に理事長のところの年俸がなかなか難しいか

○事務局  
こちらの評価結果という横表の16ページのところに、経営指標のところ。

○事務局  
参考資料の評価結果（素案）のほうに。中期目標の結果の16ページのほうには、病院のほうの実績ということで、記載はあります。共済追加費用等。

○事務局  
結果、収入減となったというところの要因として、平成21年度に運営費負担金の1割カットという要因も含まれていることは書き込めるかなど。  
この評価結果（素案）、こちらのほうの4ページのところに、こうした背景を一言。

○岡山県精神科医療センター  
そうですね、一言お願いします。

○事務局  
今、私が思っているのは、共済組合追加費用のことは、全国一律の制度であって、県独自ということではないのかなど思っています。

○岡山県精神科医療センター  
ただ、多少書いておいてもらったほうが、国に対して要求しやすいので・・・。

○岡山県精神科医療センター  
もしかすると知られない県議会議員もいらっしゃるかもしれないので一応記載をお願いします。

○岡山県精神科医療センター  
国そのものの地方財政計画の中の地方交付税単価というのでも10%カットされています。もともと減ってきている上に県も10%カットとかなり負担があります。

○岡山県精神科医療センター  
大阪の病院機構に準じた形で設定されています。現在の地方独立行政法人の動きは、業績評価の率が高くなっている傾向です。

○岡山県精神科医療センター  
結果的に、業績でいえば、100分の100の場合は年俸が430万円の増ということになります。それから、評価が悪いときは-430万円で、月例年俸の1,170万円のみになるということです。

○岡山県精神科医療センター  
現行です。

など。

今は、いいとしても、今後、次の人が確保できていけるかという、多分そういう問題もあるわけですし。

それから片一方、今の自分たちの状況と世間一般の状況と、そういうことを全体的にカバーできるのはマーケットプライスに合わせるというような、業績評価のところを年俸にかけて、これが上がったときには、上げるということでもいいかなど。下がったようだったら、それは理事長のというよりも、それ自体が成り立っていかなくなる話なんです。

賞与のところでも今まで、業績が上がろうが、仕事を一生懸命やろうがやるまいが、基準の何ぼ下がっても90%までと、何ぼ上がっても110%と。

そういうことで、今回、かなり思い切って、標準の0から2倍までという格好という、そういう案を。前回、私が言ったのは、全体のバランスが今のような状態で本当に組織としてはいいのかなど、結論は、またというので、提案したんですけども、そのあたり、やり方としては賞与をかなりドラスティックな評価をしていたかなというのがある。

これは、したがって先ほどからの評価のほうもこれにも連動してくるということになるわけですね。今の評価だと、これは200のところ。今のような、非常に良好な状態というのを継続しておれば、業績年俸が倍になる。そういう構造になっていると。

100分の10が誤りではなかったとなると、100分の10から100分の100になるというのが、あま余りにも変化が大き過ぎると思うんですね。それで、その賞与の意味合いを考える場合に、その生活給的な意味合いもあると思うんですね。完全に報償だけでなくて。そう考えた場合に、生活給的なものを半分入れたとすると、上げたとしても100分の50じゃないのかなという感じはするんですけど、いかがなものでしょう。

でも、やはりその基本給の水準を上げるのを考えるべきだと思うんですけどね。それを賞与で全部するというのは、無理があるような気がするんですけど。

具体的な案をつくるときに、年俸をどのくらいになるようにしておくべきかなど。それが2,000万円ぐらいにはならないと、なかなか。これで十分ですよという意味ではなくて、少なくとも2,000万円ぐらいにはならないとというのが先にあって、その2,000万円になるようにし

#### ○岡山県精神科医療センター

実は委員長のほうから、前回指摘があってから地方独立行政法人の調査をしました。結果、やはり地方独立行政法人の理事長の報酬というのは基本給と、業績給というのがあります。当院としては、病院そのものが小さいので、基本給を上げるとするのは難しく、やはり業績給を大胆にすべきではないかというのが、前回の理事会での話でした。地方独立行政法人でみると、現時点では1,600万円というのは階クラスの年俸レベルです。マイナス100分の100、これは全国の地方独立行政法人でもありません。当院の理事会で、民間でもマイナス100分の100という話になりました。しかしながら、そのくらいの心構えを持って、今回の改定を評価委員会に提出させていただきました。

#### ○岡山県精神科医療センター

本来は基本給を上げるべきで、先生がおっしゃるとおりです。

たらなかったという、そういう思考過程の中で、これを上げるのはなかなか今の状況では難しいということで、苦肉の策が賞与ならということで、概ね、2,000万円の答えが先にあったと。

世の中全体としての状況的に言っても社会全体がそういう方向になっている。日本の場合は低い中での。上のほうがあまりいなくなっているということではあるけれども。

それで、上ほどそれが強く感じるというのがあって、あまり上が上がるという格好にはなかなか日本はならなくて、調子が悪いと目も当てられないようなという格好での。上ほど厳しいというのがあります。

全国の地方独立行政法人で、こういう前例はあるんですか。

民間ではおそらくある。〇の役員は経営状態が悪化したときは賞与ゼロですから。

ただ、絶対的な年収のレベルと、それに対して賞与が倍になるか、経営状態が悪化したときにそれがゼロというのは、下は全部もう考えとらんと。

○岡山県精神科医療センター

いずれは基本給を上げていただきたいと思います。そうしないと、次に優秀な人員を当てられません。しかし現在、公務員へのさまざまな、特に給与の削減等が行われている中で、基本給を上げるというのはこれは非常に難しいです。

○岡山県精神科医療センター

今回、岡山県が初めてです。

○事務局

先駆けてアピールする意味は大いにあります。

○岡山県精神科医療センター

そうです、初めてのことで。

○事務局

我々は早速、届出をいただいて、こういった形の、我々としてはこういった形もあるのかなというような気がします。

実際、今、非常にいい経営状態を維持していただいている、先ほど「理事長のリーダーシップのもと」という表現がありましたが、一つは病院全体として、こういったいい循環が回っていくだろうと、この形を是非維持していただきたい。急にそれが急ブレーキがかかるというようなことは考えられないというふうなところもありますので、これだけのいい状態を維持していただいて、これだけのものをきちんと報酬としてお支払いするというのは必要だろうと思っております。

今度、逆になった場合ということで、ここに月例年俸1,170万円というのがありますが、今、経営状態が大変悪い状態になったときに、生活していけるかどうかということがあるかと思うんですが、社会全般に見て、医師は確かに恵まれているところがあるんですが、社会全般に見て年収1,000万円というところで生活できないかという、生活できないはずはないわけで、そういったところでは医師は特別なと、そういった意味で的確に県の直営ではなく地方独立行政法人化して、その中で知事が理事長を任命して、理事長の指示のもと民間の経営手法を取り入れて、しっかり具体的な経営をすることであれば、こういったドラスティックなめり張りをつけたという形も、全国に先駆けて初めて導入することであるのかなというところで、我々としては目が覚めるようなところではあります。医療としても先駆的なことを行っているところで、こういったところでも、示していただけるといふふうなところではいいのではないかと思っております。

役員報酬は、我々も、これをどうかというのを決めて、後の運用のところは、病院側の理事会のほうでさじ加減はこういふことでやっていく。「できる」ということだけでも、理事長のほうはそういうふうにしようと、理事会のほうでそれにしたと。

だけど、今、世の中全体の動きからしてみたら、行政のほうに係わるこういう機関をそういうことでやっていくというのは、嫌々やるのではなくて、当事者のほうからそういう当事者の理事会のほうでできるというのは、結構なことではないかと。

というのは、そういう認識を持っていけば、いろいろなところでそれが波及していくということは、今の時代に非常に結構なことではないかなという気がして。

それは、日本の中では何かを変えるときには、急激に変えるのではなく徐々に変えていこうと、もしくは、変わってくるようになるべく変わらせずに済むようにしていこうと。失われた10年とか20年が、このままいくと30年となるような気もしますけれども、日本は、やってきているから、変えないといけないことをなるべく変わらなくて済むようにやっていこうと、一生懸命やってきておるところに一番の問題があるわけで、そういう点でいくと、行政に係わるところの当事者のほうがこういうことでやっていこうというのは大いに結構な、そこら辺が変えるべきところはちゃんと変えていくべきだという、そういう行政の常識から言ったら画期的なことであって、民間は画期的なことより、やっていなかったら本来、存在していないはずなだけども、それをまだ続かないように一生懸命、生かしているという、ケースバイケースというところに危ないんで、間のところというようなものが考えられていると思うんですけど、そういうふうには私は思うわけです。

確かにこれちょっと神経質過ぎるなど。多くの県民もそう思うかもしれませんね。思うことは非常にいい刺激を与えるのでは。

基本報酬を上げるのにそんなに制約があるんでしょうか。

本質からすると、やはり基本報酬を上げるべきだと思うんですけどね。それを上げられないのを賞与でということなんですけれども。

例えば後任の人を来てもらうにしても、基本報酬が高いほうが安心できると思うんですけどね。

安心して来ってもらうには基本給のほうか。

だから、日本が一番コスト高になっている状況にさせているのは人件費なんですね。年功序列賃金をずっと上げたら上げっぱなしで、下げようがない。本当はそれを下げて、あとは状況

○岡山県精神科医療センター

今回のこの改正は、当院の要綱で適用するということにさせていただきますと思っています。

○岡山県精神科医療センター

この間の理事会では、理事長の後任の際は、緊張感を持って決めるべきだろうという話も出ました。インセンティブを与えるほうがいいのではないのでしょうか。経営状況にもよるので、年度によって違ったりはします。しかし年俸で評価をするほうがいいのではないかとことです。

○岡山県精神科医療センター

この評価委員会の結果が業績年俸へ影響してくるということに連動します。



や仕事によって上げたり下げたり、いい時は、いい人はいい、悪い時は悪い人は前より悪くなるという格好にできていないのが諸外国との競争に負けて、それで仕事そのものがなくなってしまった。

賞与の現実的な見込みは。

評価委員会としては、これは生ぬるいぞという意見はあるかと思いますが、これは厳し過ぎるのではないのかという意見を評価委員会から言うのもおかしげな話かなと。

基本給自体を上げるというのは日本全体としてもなかなかそういう状態ではないので、固定的になるのは避けて、その代わりちゃんと状況によってやると。

そういうふうにやってやろうというふうな状況で、それを自分のところでやったかやらないか、組合というか従業員のコンセンサスが得られてちゃんとできていくところと、コンセンサスが得られなくてできないところがだんだん差ができてくるのが心配だなという。競争ができなくなるかなと。

いや、報酬を上げることについてはあれはないんですけども、その上げ方は基本的には基本報酬を上げるのを努力して、実はその賞与としたら生活給部分を考えると100分の50ぐらいまでなのかな、現実的にはというふうなイメージなんですよ、私としては。

優秀なお医者さんとしては少ないけれども、一般から見ると1,170万円というのは確保されておるといのは。

ボーナスの意味合いなんですけど、やはりこちらの組織の意味合いというのが、完全な民間ではなくて、公的な機関の意味合いもありますので、そういう機関の理事長のボーナスを100%上下するというのは、全く生活給的な意味合いを見てないという話になりますので、ボーナスをゼロにするというのはどうなのかなという気がするんですよ。

せめて5割、半々ぐらいにしたほうがいいような気がするんですけどね。5割部分を業績給、5割部分を生活給的なボーナスにというほうが何か現実的なような気がしてならないんですけど。

業績年俸の額を変えるというのはだめなんですか。例えば、600万円業績年俸で、役員報酬。

役員報酬にしたら1,200万円になるから、600万円にしたら50%、50%にして900万円と。

2000万円で、50%、50%にして業績年俸額を600万円にして50%アップしたら900万円ですよ。50%ダウンしたら300万円ですよ。300万円から900万円。

ゼロになるというような評価をやるうとする、どうにかして評価基準に一生懸命になるわ

○岡山県精神科医療センター

正直なところ、「できる」規定なので、その状況において上げ下げができるようにしております。

○岡山県精神科医療センター

基本給は、いったん上げたら下げることは難しいです。ですから、業績によって賞与の上げ下げする方向で対応したいと思います。

けですね。だから、現実的にはそういうものになってこない。

オール2になるとどうなるか。

現実はこの賞与にも生活部分があるだろうというのは。民間ではもうなくなったわけですよ。賞与が。

そこは民間ではないから。

そういう覚悟でやろうと。

というのは、みんなに世間にもアピールするところが大いにあると。

それをアピールして、そういうふう在世の中を動かすと。

委員会としては原案どおりと。

基本給を上げて、それを受けて、生活給部分を考えて、せいぜい5割5割だと。業績給的なものが5割、生活給的なものが5割にしたほうがいいのではないかという。

そのほかの皆さんは原案で。世の中の満場一致にならないといけないというのはおかしい。それだけのことが満場一致になるわけがない、いろいろな意見が出ないのがおかしいので、これはそういうことで、委員会としてはこれについては原案どおりということ。

#### 【平成23年度財務状況】

平成23年度の18ページのところで、委員会の評価は去年は4から3に下げたのを今年は4にするか3にするかですね。

まず、最初に平成23年度の18ページの評価について。これはもう医業収支比率が100%より下がったら3に下げないといけないと。

○岡山県精神科医療センター  
2以下ぐらいです。

○岡山県精神科医療センター  
それはドミノ式に医者が離れていったら、そういう事態になりますからね。  
それはもう病院が本当に崩壊過程に入っているという状況です。

○岡山県精神科医療センター  
そうです。

○岡山県精神科医療センター  
これは一般職員についてではないので、理事長についてのことですから。

○岡山県精神科医療センター  
そういった覚悟でやります。

○岡山県精神科医療センター  
特に全国地方独立行政法人病院協議会の会長になったので、アピールしなければいけない。

○岡山県精神科医療センター  
これは理事長の話ですので。  
一般職員にこれやったら、それは無理だと思います。

○事務局  
こういう意見もあったということで、付けて。

○事務局  
平成23年度の関係のが18ページと、中期計画、5年間のまとめが横の16ページにございますので、両方とも4の評価を入れております。この16ページに経営指標の平成22年度から書いておりますので、参考にしていただければと思います。

○事務局  
中期計画の16ページのところに平成19年度から平成23年度までの経営指標の推移について書かれておりますが、平成20年度が医業収支比率は105%、平成21年度が100%、平成22年度は96.4%ということで、経常収支比率は100%を超えていますが、医業収支比率が平成20、21、22年とどんどんと下

がっていると。この段階で105%と96%だけを見ると、決して悪くないというふうな判断はあるんですが、これだけどどどと下がりますと、おいおいというところで、危機感を持ってというような、そういったことも判断をさせていただいてここで3がついたのかなというようにも思いますし。このまま下がっていくとすると、3がもしかしたら2になっていくという可能性もあると思うんですが、ただ経常収支比率が100%を超えている以上、2はないのかなと思いますけども、ここで理由もあって、下がったところをきちっと平成23年度は持ちこたえていただいている。改善していただいています。

それと、先ほどお話もありましたが、東北の支援も、経営的に非常に厳しい中で、東北の支援も行いつつ、持ちこたえたということで、我々としてはよくやってくさっているのかなというように思いますし、先ほど運営費負担金ということで、これは民間では見られない赤字部分を担っていただくということで、それをもって経常収支比率は100%を超えてくださいというのが、一つの指標として基準をきっちりしてくださいという方針で。

医業収支比率も過去2年間どとどと下がっているところをわずかながら改善に持って行っていただいたということで、これは努力していただいているのかなと。この平成20年度の数字を先ほど、この平成23年度の評価の18ページのところでは、平成20年度、平成21年度の数字は付いていなくて、平成22年度から平成23年度だけだったんですが。この表を見ると、今回、4を付けていただいてもいいのかなというふうに私は思います。

対前年だけでなく、もうちょっと5年の幅で見えていくと、そういう前のところは3だけれども、ここは4に戻してもいいのかなと。これはただ、平成23年度の18ページのところでされているような表現の仕方だとなかなか難しいと。だから、これおかしいなと思って、仮に聞いてこられる方がおられたときにはちゃんと説明できないといけないと。

3という評価が決して悪い評価ではないんですね。

それで、前回そちらからの説明を受けて、医業収支比率が100%を割っていても、決しておかしくないというのがわかった上で3にしたと思うんですね。そのときに、幾らならいいのかなという、グループ目標みたいなものを設定しないで、もうそのままだと思うんです。例えば、その努力目標として、98%を超えたら一つの評価できるというようなことにして、あとほかの比率を見ても、3から4にするだけの積極的な改善というのはとてもあるとは思えないんですね。そうしたら、3の継続でもいいのかなという気はするんですけどね。例えば、経費比率にしても、むしろ悪化しているというような状況なんですね。やはりこの数値を見ても判断になるとすると、100%は割れているのがおかしくはないけれども、3継続なのかなというイメージなんですよ。

どっちの話聞いてもおかしくない。  
震災応援は去年ですね。

東北支援のことはあえて書かないんですか。

○岡山県精神科医療センター

いえ、ここへ書くようになっていないので書いていないだけで、※印か何かで書いてもいいです。

○岡山県精神科医療センター

この項目は財務内容の改善をどう図ったかという過程の話

この経営指標の中で、一番重要なのは経常収益、経常費用の指標だと思うんですね。それで、5年間で見た場合に、今回、改善はしているんですけども、0.2%の改善なわけですよ。そうした場合に、この改善で4にするというようなことになりますと、そこらの例えばそういう東北の支援で悪化していると。それを説明を加えた上で、相当高くなっているのであれば、これは4というのもあり得るのかなとは思いますが、そこらの数値が具体的にでていないので、なかなか何とも言えないようなところがあるんですけどね。

この費用というのは一番は人件費ですか。あるいは累積人件費ですか。

一番、大きいのは人手が取られたことですか。累積人件費の何%かというのがかかってくるから。

そこら辺の情状酌量をしてというのと、それから、ただそれは実際数字が変わるほどかということについては。

経常収支比率をこの5年間で比較すると、積極的にポイントを上げるだけの改善になっているとは思えないんですね。

これもどっちかに決めないといけないですから。お一人ずつ聞いてみましょうか。

を評価の対象にさせていただきたいなというのも一つあります。

年度によっては経費がかかってきたりすること、例えば人員を増やせばもちろん人件費がかかる。ただ、将来的には収益化に結びつくということあるので単年度か中期なのかというのは難しいです。その年度によってどうしても動きがありますので。

○岡山県精神科医療センター  
計算が非常に難しい。実際使った金はわかるんですけど。

○岡山県精神科医療センター  
例えば、児童支援というところですが、病棟のスタッフは2倍であると書いてはありますが、東北被災地支援の間は実際は医師が1人そちらに行って病棟は医師1人で対応していました。ですから、他のコメディカル職員が2倍いてもそこは医師1人分の仕事しかできませんので、在院日数を短くしたり、早く退院してもらったり、いろいろなことをやりくりしました。それを数値的に載せるのは難しいところがあります。

○岡山県精神科医療センター  
一つは医業収支比率に拘れば、政策医療を儲けのほうに行き出し、公的病院としてどうなのかという問題が出ます。経常収支比率の中で改善したかどうかというほうが、議論としてはいいと思います。医業収支比率だけとらえると、なかなか難しいです。

○岡山県精神科医療センター  
経常収支比率も0.2%しか上がっていませんので。

○岡山県精神科医療センター  
この表だけ見ると分かりにくいのですが、医業収支比率が平成19年度93.1%しかなくて、経常収支比率が116.9%。そこから運営費負担金をカットされて、この数字になっています。

5年間見れば、よくやっていると思うのですが。今年だけ去年と比べると、確かに何も変わってないです。

当院としては震災支援等をやりながらということで、結構内部的では大変だったという思いがありまして4にさせていただきました。

この表を見るだけでしたら、やはり去年と一緒の3の評価かなと私は思います。いろいろな説明をしていただければ、3から4かもしれないけど、これですぐ説明ということになると、3のほうがいいのではないかなと思います。

私もこの表で見る限り、積極的に上げるのは、何をもって上げたんだというのがわからないんで。もし、そこらの東北支援がなかりせば、こうなったというのもあって、これは例えばそれで経常収支比率がそれをなかりせば、百十幾つになっているとかというんであれば、まだ上げようがあるとは思うんですけども、そういう説明なしにはなかなか上げるのは難しいのかなという気がします。

私は東北支援のこととかを何うと、この数字だけで出していいものかなという思いがありますので、4ということで。

皆さんと意見は一緒で、この表で4をつけられるような説明があるといいのではないかなと思いますけど。

そうすると、このままだとペアになってしまふ。それから、4にする場合には何かわかるようにすべきということで、資料をどういうつくり方をするかによって変わる。このままだと3だと。4にすることもできると。そういう話になりますけども。

○岡山県精神科医療センター

平成23年度の財務改善についてはいろいろとありますが、具体的な数字については敢えて省略しました。

5か年の実績については、平成19年度からこれだけのことをやったというのは、数字にも出ております。

次回、全国の自治体病院の経営管理指標の数値結果をお示しして当院がどのレベルにあるのかを説明させていただきます。

(2) その他

今後の日程について確認。挨拶等